

公益財団法人松風会の就業規則

(趣旨)

第1条 この規則は公益財団法人松風会に勤務する職員（非常勤、臨時職員を除く。以下職員という）の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は1週間について40時間とする。

(休憩時間)

第3条 理事長は勤務時間が6時間をこえる場合において少なくとも45分、8時間をこえる場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日）とする。ただし会の運営のため必要であると認めるときは、理事長は週休日を日曜日及び土曜日以外の日に振り替えることができる。

(休日)

第5条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日は休日とする。

2 12月29日から翌年の1月3日までの日は休日とする。（祝日法による休日を除く）

(休暇)

第6条 休暇は有給休暇及び無給休暇とする。

2 職員は理事長の承認を受けて、毎年20日をこえない範囲内で、有給休暇を継続し又は分割して受け取ることができる。

3 職員は療養の必要その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず理事長の承認を受けて、有給休暇を受けることができる。

(時間外勤務)

第7条 理事長は職員に対し、必要に応じ時間外勤務を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則は平成15年4月1日から施行する。
- 3 この規則は平成28年4月1日から施行する。